

議題（2） 小橋委員からのご意見

私の認識「和光市は和光版ネウボウ事業でこの分野は元々力を入れていた」です。

- ①今回法改正の努力義務としての位置付けで示された指針に対し、現状は未達だから取り組むのか？
- ②産後ケア訪問として追加した理由は？法改正のガイド？他市などとの比較？赤ちゃん訪問などを通じた市内のニーズ反映？
- ③ショートステイ事業者の追加について、追加決定時には保育園の確認基準のような評価があるのか？
- ④利便性向上とは？現状利用が多く予約が取れない？

子育てしやすいよう支援の選択肢が充実されることは良い事だと捉えています。一方利用要件の「ご家族などから十分な支援が受けられない方」のハードル高く感じますが必要でしょうか？

例えばパパが育休をとっていたとしても、1人目の子で育児についての不安がある、2人目以降でも心身のケアがあった方が良いほど弱っているなど、あるのではないのでしょうか？

逆にパパなど家族が子育てに向き合っているつもりでも、この事業に認定される＝支援が足りない認定とつながり、やはり申請のハードルが高く感じます。

母子保健法の改訂内容を理解しておらず見間違いでしたら申し訳ありませんがせっかく用意される制度が使いやすく、幅広い人の助けになることを望みます。

最後になりますが、今回が委員期間最後とのこと、大変お世話になりありがとうございました。

市の事業の決め方進め方のプロセスの一端に触れられ私自身の勉強にもなりました。

いい機会をいただいたこと、関係者の方に感謝申し上げます。

ありがとうございました。

小橋 保方